



平成 28 年 2 月 26 日

各 位

会 社 名 日本和装ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 吉田重久  
(コード番号：2499 東証第二部)  
問合せ先 取締役管理本部長 菅野泰弘  
( TEL. 03-3216-0070)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を、平成 28 年 3 月 29 日開催予定の第 30 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の目的

##### ①公告の方法の変更

周知性の向上及び公告手続きの合理化のため、当社の公告の方法を電子公告に変更し、あわせてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。

##### ②取締役の任期の変更

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するための経営体制を構築することを目的に、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。

##### ③取締役及び監査役の責任免除の変更

今般の会社法改正により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が社外取締役及び社外監査役から、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役に拡大されたため、定款規定を変更するものであります。

なお、定款第 30 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

##### ④剰余金の配当等の決定機関の新設

機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう、変更案第 45 条及び同第 46 条を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第 10 条、同 45 条及び同 46 条を削除するものであります。

#### 2. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 3 月 29 日

### 3. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第10条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p><u>第45条 剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p><u>第46条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p><u>第45条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p><u>第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p><u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u></p> <p><u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

以 上